

計画策定の基本的考え方

【策定の趣旨】

生命や健康の維持に不可欠な食の安全を守るため、食の安全をめぐる社会情勢の変化や、国の施策等を踏まえた具体的な取組みを総合的かつ計画的に展開する行動計画として策定する

【位置付け】

「やまがた食の安全推進基本方針」（平成15年3月策定）に基づく計画

計画期間

2018年度～2020年度

現状と課題

【食を取り巻く現状・社会情勢等の変化への対応】

- ・2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会や農林水産物・食品の輸出拡大を目指す政府の取組み等により食のグローバル化が進み、国際基準と整合的な食品衛生管理が求められている。
- ・農業生産工程管理（GAP）の取組みの拡大と定着を推進する必要がある。
- ・国内外において高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生が見られることから、農場における衛生管理を徹底する必要がある。
- ・「全県エコエリア構想」に基づき、環境保全型農業の面的拡大を図るとともに、積極的な情報発信等により、消費者等の理解を醸成する必要がある。
- ・食品衛生法の改正に伴うHACCP手法による衛生管理の制度化を踏まえ、対象となる食品等事業者に対し、きめ細かい支援を行う必要がある。
- ・国内では、食品の異物混入事例や、ノロウイルス、腸管出血性大腸菌やカンピロバクターによる食中毒等食の安全・安心をめぐる事件・事故が依然として発生していることから、食品等事業者に対する監視指導を充実する必要がある。
- ・2020年4月に新しい食品表示制度の完全施行が迫っており、食品等事業者に対し、新制度への移行を徹底する必要がある。
- ・食品に関する情報量が増大するなか、誤った情報も多く、リスクコミュニケーション等、正しい情報発信・共有が必要である。

【参考 県政アンケート調査（H29.7 回答数1,431人）】

- ・日常生活で食品の安全性に「不安を感じている」「多少不安を感じている」人の割合 59.0%（61.4%）
- ・食品について不安に感じている項目

①輸入食品	50.3%（①61.8%）
②食品添加物	48.3%（②39.9%）
③偽装表示（消費期限、原産地等）	41.2%（③19.0%）

（ ）は26年度の県政アンケート調査時の数字及び順位

計画の推進と進行管理

- ・各年度の取組みについて、山形県食の安全推進会議へ報告し、評価を行う。
- ・計画の進捗状況や評価について、県のホームページで公表し、広く県民に情報提供を行う。

施策の展開方向

基本方針Ⅰ 県産農林畜水産物等の信頼性の確保

- ①安全で安心な県産農林畜水産物の提供の推進
 - ・「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」におけるGAPの取組みの拡充とそのレベルへの向上
 - ・県産農林畜水産物などの放射性物質検査の継続実施
- ②安全で安心な畜産物の提供
 - ・高病原性鳥インフルエンザ検査等の継続実施
 - ・飼養衛生管理基準順守のための継続指導
- ③安全で安心な水産物の提供
 - ・岩がきのノロウイルス検査等の継続
- ④環境に優しい農業の推進
 - ・環境保全型農業の技術開発とマニュアル化、地域段階での生産者育成体制の構築による生産拡大と定着
 - ・各種農産物等の認証制度の積極的な情報発信や消費者等交流イベントの開催による消費者理解の推進

生産者への
働きかけ

基本方針Ⅱ 流通する食品（輸入食品を含む）の安全・安心の確保

- ①流通する食品（輸入食品を含む）の監視指導と検査の充実
 - ・不良食品の流通を防止するため、食品等事業者への監視指導の充実
 - ・流通食品（輸入食品を含む）の残留農薬や動物用医薬品、アレルギー物質等の検査を実施
- ②食中毒予防対策の強化
 - ・年末食品等監視強化月間等における食品等事業者への衛生管理に係る指導強化
 - ・大量調理施設に対する監視指導等の充実
- ③HACCP手法による衛生管理の導入促進と定着
 - ・HACCP手法による衛生管理の普及啓発及び導入支援の充実
 - ・HACCP手法導入施設に対する検証体制の充実
- ④適正な食品表示の確保と徹底
 - ・食品表示法への完全施行を見据えた円滑な移行に向けた取組み強化
 - ・関係機関との連携、協力による適正な食品表示の監視指導の強化
- ⑤食品等事業者における食品衛生上の危機管理体制の充実
 - ・トレーサビリティ確保のための記録の作成、自主回収報告の徹底
 - ・健康被害の発生する可能性がある場合の迅速かつ的確な被害の発生・拡大防止対策の徹底

食品等
事業者への
働きかけ

基本方針Ⅲ 食の安全・安心に関する情報の提供と信頼関係の構築

- ①消費者・生産者・食品等事業者・行政間の相互理解の促進と施策への県民意見の反映
 - ・食の安全推進会議の開催
 - ・食の安全フォーラムなどリスクコミュニケーション（意見交換会）や出張セミナーの開催
- ②県民への情報提供の推進
 - ・食の安全ほっとインフォメーション事業の内容充実
 - ・県HPや各種媒体による情報発信の充実、報道機関への情報提供と県民への周知

県民全体への
働きかけ